

【必ずご確認ください】

ワンストップ特例を申請しても次のケースのような場合、特例が適用されません。ご注意ください。

ケース1: 特例申請を行った後、確定申告もしくは住民税申告を行った場合

ワンストップ特例申請を行った後、医療費控除や住宅借入金特別控除などの申告のため税務署で確定申告・市町村で住民税申告を行った場合、申告内容が優先されるためワンストップ特例が適用されず寄付金控除が受けられないケースが出ています。もし、確定申告や住民税申告を行う予定がある場合は、ふるさと納税に係る寄付金控除についても併せて申告してください。

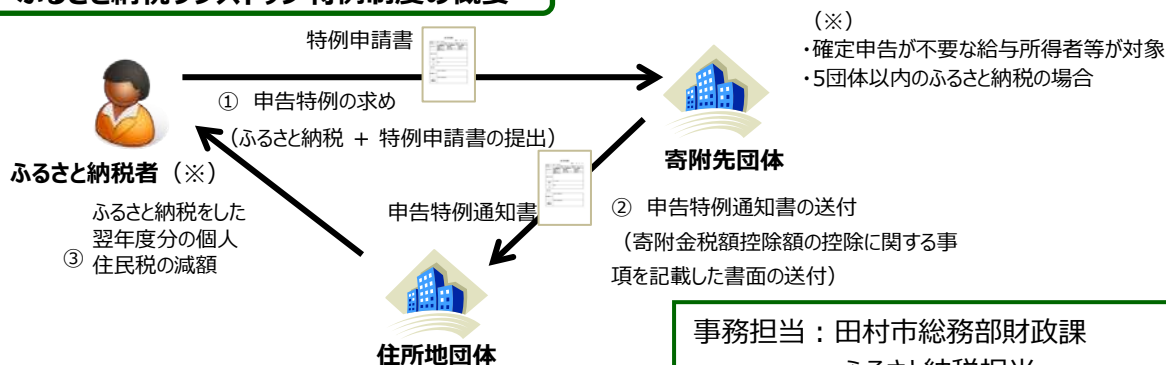
ケース2: 6 団体以上にワンストップ特例の申請を行った場合

「ワンストップ特例は5 団体まで申請ができる」と法律で定められています。6 以上の団体に申請を行った場合、特例申請がなかったものとみなされワンストップ特例が適用されず寄付金控除が受けられないケースが出ています。もし、6 以上の団体にふるさと納税を行った場合は、確定申告もしくは住民税申告で寄付金控除を行ってください。

ケース3: ワンストップ特例申請を行った後転居した場合

ワンストップ特例申請があった場合、申請の内容に基づいて田村市からお住まいの市町村へ通知することで住民税の寄付金控除を受ける仕組みになっています。特例申請後に引っ越しした場合など、寄付した翌年の1月1日現在の住所地と申請書に記載されている住所地が違っているため寄付金控除が受けられないケースが出ています。引っ越し等で住所地が変わった場合、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」送付しますので本市ふるさと納税担当まで連絡ください。

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要



事務担当：田村市総務部財政課
ふるさと納税担当
電話：0247-81-2118